

保護者のみなさんへ

近年、医療技術の進歩とともに、人工呼吸器や胃瘻などの高度な医療的ケアを必要とするお子さん（医療的ケア児）が年々増加しています。高松医療センターでは、“自立”をキーワードにこうした医療的ケア児の受け入れを行っています。

多くの治療を必要とする医療的ケア児やそのご家族には“自立する”という言葉に違和感がある方もいるかもしれません。しかし社会は助け合って成り立つものです。自分の病気を知ったうえで、どのような治療を希望するか考えて、より良い社会生活を送ることが“自立する”ということなのです。

当院での短期入所がお子さんやご家族にとって

より良い社会生活の一部になればと思っております。また、当院はお子さん1人1人の、そしてきょうだい児やご家族にとっての“自立”を支援することを使命としております。

短期入所だけでなく、日々の困りごとなども気軽にご相談いただければと思います。

高松医療センター
小児科



どんな子が使えるの？

医療的ケアを必要としているお子さんに病院でお泊りしていただける障害福祉サービスの1つです。

対象となる方は以下のお子さんです。

【対象児童】

○障害福祉サービス受給者証をお持ちで医療型短期入所の支給を受けている方

○重症心身障害児の方

○医療的ケアを必要とする方

※対象に該当しない場合でもレスパイト入院などの相談もお伺いできますので気軽にご相談ください。

※レスパイト入院：介護者が休むための入院

どんな使い方ができるの？

医療的ケアがあるため短期入所の利用にお困りの方のご要望にも添えるよう様々なご利用方法を提案しています。

- ・医療的ケアのある方はもちろんOK！
- ・介護者がリフレッシュしたい
- ・冠婚葬祭があるから預かってほしい
- ・きょうだい児のイベントがある
- ・介護者が病気で看護、介護ができない
- ・毎月利用したい
- ・日帰りで利用したい …etc

保護者のみなさんへ

目的があってもなくても
困っていても困ってなくても
お気軽にご利用いただけます♪

ご利用までの流れ

申し込み	利用希望の方は相談窓口へ電話。
面談・見学	面談時には病棟見学も行います。
申請	居住地の役所へご相談ください。 障害福祉サービス『医療型短期入所』の受給者証が交付されます。 ※受給者証への表記は自治体によって異なります。
予約	相談窓口までご連絡ください。日程調整後、利用可能日をお知らせいたします。
初回診察	予約にて診察を行い身体状況やケアの内容などについて確認を行います。
契約	初回利用日までに契約を行います。
初回利用	ご本人とご家族など同伴のもと、外来受診後に病棟へ移動します。医師及び看護師がご本人の身体状況の把握やケアの方法の共有を行います。 病状の安定していない方や当院での入所が困難と思われる理由がある場合には入所をお断りすることがあります。

相談窓口（地域医療連携室）

087-841-2162

こんなことで
困ったことはありませんか？

- 医療的ケアが必要なお子さんの預け先がない
- 看護・介護でゆっくり休めない
- 冠婚葬祭でも家を空けられない
- きょうだい児のイベントに参加できない
- 介護者や家族が病気で看護・介護ができない
- 介護者自身の時間がとれない

etc . . .

在宅療養を
長く続けるために
介護者のリフレッシュは
とても大切です！

高松医療センター 地域医療連携室

TEL:087-841-2162



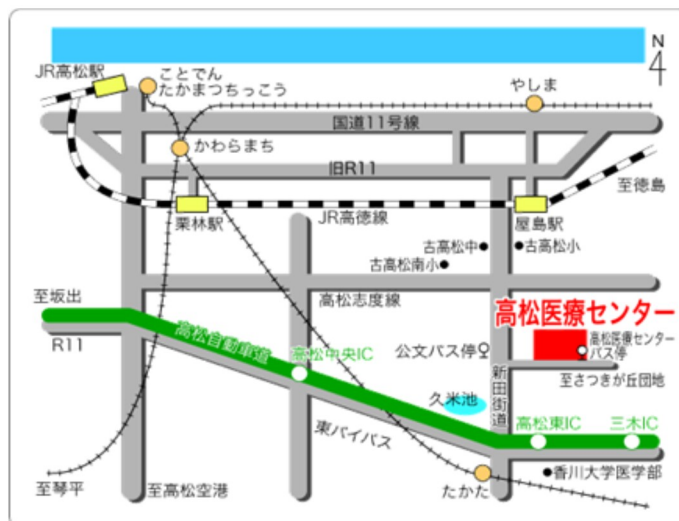
ご利用については
お気軽に問い合わせください

アクセス

〒761-0193
高松市新田町乙8番地

お車をご利用の方

J R 屋島駅西側(馬場先)から南へ延びる新田街道の途中、信号機のある三叉路を東に上がった丘陵地にあります。駐車場は無料。



高松医療センター 医療型短期入所



画 小児科医師